消　防　計　画（作成例）

１　目的

この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

この計画は、　　　　　　　　　　に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

３　防火管理者の権限と業務

防火管理者は、　　　　　　　　　　とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

⑴　消防計画の作成、変更及び提出

⑵　消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施、必要に応じて消防機関へ指導要請を行い、自衛消防訓練を実施する場合には自衛消防訓練通知書により、あらかじめその旨を消防機関へ通報する

⑶　消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の管理

⑷　火気の使用又は取扱いに関する監督

⑸　消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路明示した図面の作成及び周知徹底

⑹　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理

⑺　自衛消防隊の編成、及び任務分担の周知徹底

⑻　管理権原者に対する助言及び報告、並びにその他防火管理上必要な業務

⑼　法令に基づく関係機関に対する報告、及び届出等

４　火災発生時における自衛消防組織と任務分担

　　　　　　　　　　の自衛消防の組織として、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 氏名 | 任務 |
| 自衛消防隊長 |  | * 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止を行うとともに、火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること
 |
| 通報連絡係 |  | * 消防機関への通報、又はその確認を行うこと
* あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに、消防隊の誘導及び消防隊への情報提供を行うこと
 |
| 初期消火係 |  | * 消火器等を用いて初期消火活動を行うこと
 |
| 避難誘導係 |  | * 非常口を開放するとともに、避難経路図に基づいて避難誘導を行うこと
* 避難終了後人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること
 |
| 応急救護係 |  | * 応急救護セットを持ち出し、負傷者の手当てを行うこと
* 応急救護セットの管理・補充等を行うこと
 |
| 搬出係 |  | * 重要な種類、物品等を取り決め、非常時の搬出にあたること
* 人命を最優先とし、避難後は再度建物内に入らないこと
 |

５　火災予防上の自主検査及び消防用設備等の法定点検

建物等の自主検査は⑴に基づき別表に定める自主検査台帳により実施する。

⑴　建物等の自主検査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　査　対　象 | 検査実施日（月１回） | 検　査　員 |
| 建物 |  |  |
| 火気使用設備器具 |  |  |
| 電気設備・器具 |  |  |
| 消防用設備等 |  |  |
| 避難施設 |  |  |

⑵　消防用設備等の点検

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検機器 | 点検実施月 | 点検員 |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 消火器 |  |  |  |
| 自動火災報知設備 |  |  |
| スプリンクラー設備 |  |  |
| 火災通報装置 |  |  |
| 非常放送設備 |  |  |
| 誘導灯 |  |  |
| 避難器具 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６　結果の記録及び報告

点検、検査の結果は記録し、保管するとともに、消防用設備等の点検結果については、　年に　回小松市消防長に報告する。また、不備欠陥を認めたときは早急に是正を図る。

７　火災予防上の遵守事項及び施設の維持管理

火災予防のため全ての者は、次の事項を遵守するとともに、防火管理者が管理・監督及び維持を徹底するもの。

⑴　火気使用設備器具は、使用する前及び使用後に点検し安全を確認するとともに、周囲に可燃物の存置の有無を確認する。また、使用中はその場を離れない。離れる場合は火を消してから離れる。

⑵　消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

⑶　厨房機器やその範囲は毎日こまめに点検・清掃する。

⑷　火災を発見した場合は消防機関（119）に通報するとともに、防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

⑸　喫煙は指定された場所で行う。

⑹　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かない。

⑺　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。

８　防火・防災教育及び訓練

防火管理者は、次により防火・防災教育及び訓練を行うものとする。

また、自衛消防訓練を実施する場合には自衛消防訓練通知書により、あらかじめその旨を消防機関へ通報するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 火災発生から消防隊到着までの一連の訓練を行う。 |  |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導等を個別に行う訓練 |  |
| その他（防災教育） |  |

９　地震対策

地震時の災害発生を予防するため、３及び７に定めるほか、次のことを行うものとする。

⑴　建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置を講ずる。

⑵　火気使用設備等の転倒防止措置及び自動消火装置等の目視点検及び作動状況の検査

⑶　家具・什器等の転倒、落下、移動防止策を講ずる。

⑷　危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止措置を講ずる。

⑸　防火管理者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後に建物、火気使用設備器具等の点検及び検査を行い、安全性を確認すること。

10　地震時の活動

地震時の活動は、４に準じて行うものとする。

⑴　自衛消防隊長はこの編成による対応が困難な場合は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な活動を行わせる。

⑵　緊急地震速報を活用し、受信した場合の従業員の行動を周知するとともに、自身の安全を確保する。

⑶　出火防止対策として揺れがおさまった後、電気設備、火気使用設備等の電源、燃料等の遮断を行うとともに、周囲の確認を行う。

⑷　避難は防災機関からの避難命令、又は、防火管理者の判断により開始する。

⑸　避難場所は　　　　　　　　　とし、集結場所は　　　　　　　　とする。なお、誘導には防火管理者があたる。

附則

この計画は、令和　年　月　日から施行する。

別表

自主検査チェック表

検査実施日　　　／　　　　　検査実施者名（防火管理者）：

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 結果 |
| 建物構造 | ⑴　柱・はり・壁・床コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑵　天井仕上材に剥落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。 |  |
| ⑶　窓枠・サッシ・ガラスガラス等の落下、又は枠自体の著しい腐食・緩み・変形等がないか。 |  |
| 避難施設 | ⑴ | 避難通路①　避難通路の幅員が確保されているか。 |  |
|  | ②　避難上支障となる物品等を置いていないか。 |  |
| ⑵　階段　　階段室に物品が置かれていないか。 |  |
| ⑶ | 避難階の避難口①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| ②　避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 |  |
| ③　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。 |  |
| 火気設備・器具 | ⑴ | 厨房設備①　可燃物品からの保有距離は適正か。 |  |
| ②　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 |  |
| ③　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ⑵ | ストーブ等の暖房器具類火気周囲は整理整頓されているか。可燃物の存置はないか。 |  |
| 電気設備 | 電気器具①　コードに亀裂、劣化、損傷はないか。②　タコ足配線を行っていないか。許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 |  |
|  |
| その他 | 危険物危険物タンクのためますに水はたまっていないか。落ち葉、枯れ葉等の堆積はないか。 |  |